

## 《長期収載品の処方、調剤等について》

令和6年10月1日から、長期収載品(同じ成分の後発医薬品・ジェネリック医薬品がある先発医薬品)について

医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ処方等行った場合、「特別の料金」(先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金)をお支払い頂く「選定療養」となります。

- ・「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払い頂きます。(院外処方)
- ・先発医薬品を処方する医療上の必要性があると認められる場合等は「特別の料金」はかかりません。(院内処方)
- ・皆様の保険料や税金でまかなわれている医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合は「特別の料金」としてご負担をお願いすることになりました。
- ・これにより医療機関の収入が増えるわけではなく、保険料納付が減少することにより医療保険財政が改善されます。

ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。